

# 三郷生活保護裁判を支援する会ニュース

団体・個人の参加  
お待ちしております！

埼玉県社会保険推進協議会  
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-8 自治労連会館内  
三郷市社会保険推進協議会  
〒341-0032 三郷市谷中397 埼玉土建三郷支部気付

No.6  
08年12月10日発行

## 人が人として生きる権利を取り戻そう

### 早朝の浦和駅頭宣伝

一月二十六日（水）  
早朝八時から九団体二  
〇人が参加し、浦和駅  
西口で初めて宣伝を行  
いました。  
「早朝の駅利用者、  
通勤・通学に急ぐ人た

ちで、チラシの受け取  
りは期待できないので  
は」と、宣伝参加者  
は危惧していました。  
しかし、「三郷市で

生活保護の申請権を侵  
害され、国家賠償請求  
の裁判が起こっていま  
す。皆さんのご支援を  
お願いします」と、マ  
イクからの訴

日日の宣伝も、浦和駅  
で行うこととしました。

### 第六回口頭弁論

今回は、前回の裁判  
傍聴席四三席から四席  
増え四七席となりました  
が、やはり前回同様  
傍聴希望者が席数を上  
回ったため、今回も抽  
選となりました。



えをおこなう  
と、チラシを  
受け取る通行  
人が多く、宣  
伝参加者から  
は「通り過ぎ  
てから、わざ  
わざとチラシを  
取りに来る人  
が何人もいた」  
と報告があり、  
反響のある宣  
伝となりました。

次回裁判期

原告弁護団は、今回、  
第五準備書面を提出を  
しましたが、その内容  
は「生活保護開始決定  
前に関する争点整理」  
を行ったものです。こ  
の「争点の整理」は、  
この間、被告側の反論  
が、原告の主張してい  
ることとかがみ合ってい  
ないため、裁判が無駄  
に長引いていると判断  
改めて争点を整理する  
ために提出されました。

そして、その内容に  
ついて、今回もパワー  
ポイントを使って説明  
がされました。

原告団は、まず生活  
保護開始の要件につい  
て触れ、開始の要件は  
「要保護状態にあるこ  
と、プラス申請がある  
こと。」として確認を  
したのち、要保護状態  
について「要保護状態  
の判断は、客観的な要  
保護状態の有無を争点  
とすべきであり、面接



11月26日浦和駅西口宣伝

時の担当職員の認識で  
はなく、資産、収入、  
稼働能力の有無などに  
ついて、当時の世帯の  
状況を客観的、具体的  
に論じるべきである」  
と、被告の「面接にお  
いて担当職員が原告が  
要保護状態ではないと  
判断した」という反論  
に対し、「面接に当たっ  
た職員の認識で要保護  
状態の要否を判定する  
ものではない」という  
ことを主張しました。



弁護士会館での裁判報告会

さらに申請について「申請あり」とは、明確に「申請」があった場合、申請の意思が見てとれる場合。また明白な申請なしの場合でも、説明義務違反により明白な意思表示に至らなかった場合は、申請ありとみなすものである。という、説明が詳しく行われました。

**被告の不誠実な態度が露呈**

また、前回の第五回口頭弁論終了間際、裁

判長は被告に対し、申請を受理されなかった〇五年二月と、申請を受理した〇六年六月では、客観的な要保護性の具体的変化はどこにあるか、求釈明を求めました。

しかし被告は、的はずれの釈明を行ない、裁判長より次回、もう一度釈明を行うよう促されました。さらに驚いたことに被告代理人は「私は聞いて理解していたのですが、被告人のメモに従って文書を作成したものと答えたのです。」

**裁判後の報告集会**

報告集会では、原告弁護士もこのことに触れ「弁護士として、非常に情けないこと」と報告、意図的かどうかはともかく、非常に不誠実であることは間違いありません。

また、原告弁護士より「毎回の裁判傍聴が満席で、関心の高い裁判というところは、裁判長にも伝わっていません。それは、裁判長の被告に対する求釈明に対する指摘に現れています。事前に裁判書類に目を通し、裁判進行を促しており、裁判長の積極面として捕らえられません」と、支援者を激励し、裁判支援を訴えました。



パワーポイントによる原告弁護士からの報告

**支援する会からの訴え**

「貧困であえぐ市民に、私たちと同じ仕打ちをこれ以上しないで欲しい」と、勇気を振り絞って裁判に立ち上がったご家族、そして、その家族や裁判を支えていこうと「三郷生活保護裁判を支援する会」が発足を、早一年が経とうとしています。

この間、団体・個人の会への加盟を募ったり、請願署名に取り組み、県庁前や浦和駅前での宣伝に取り組みんだり、裁判を外か

ら支える活動に取り組み、九月には支援者の思いの詰まった「公正な判決を求める要請書」、一万四六四筆を、さいたま地方裁判所へ提出しました。

この署名は、県内・市内の労働組合や民主団体はもとより、遠くは北九州市からも送られてくるなど、全国に支援の輪が広がっています。

改めてお礼を申し上げます。

【事務局より】

**第七回口頭弁論と宣伝の日程**

日時：〇九年二月一八日（水）

午前一〇時〇〇分〜一〇時三〇分  
傍聴の抽選は、九時三〇分です。

場所：さいたま地方裁判所一〇一法廷

\*弁護士報告会が裁判終了後

埼玉弁護士会館三階で開催されます。

★当日、浦和駅西口宣伝をおこないます。

\*時間は午前八時〜午前九時